

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準（案）等」
に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課
各地域振興事務所

1 規則等の案

- (1) 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準（案）
- (2) 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準（一時たい積）（案）

2 パブリックコメント実施期間 令和7年2月21日（金）～3月24日（月）

3 意見提出者数 2人（3件）

4 提出された意見の概要と県の考え方

※取りまとめる上で、趣旨を損なわない範囲で意見を要約させていただきました。

通番	御意見のある規則等の案	御意見の概要	県の考え方
1	上記1 (2)	<p>一時たい積場での発生元現場別区分管理について、限られたスペースの中で区画線まで用いて複数区分するとたい積量が大幅に減少し事業運営が困難となる。</p> <p>国土交通省のストックヤード運営事業者登録においては、登録業者は搬入する発生土の区分管理は要しておらず、本条例においても許可業者については搬入する発生土は全て搬入届を有するものであり、再搬出先（埋立場）ごとの区分管理で問題ないのではないか。</p> <p>持ち込む発生土を区分管理すること及び一時たい積場をコンクリート等で表土被覆することが崩壊飛散流出防止策とはならないはずであり、構造基準（高さ、勾配等）を満たすことが崩壊飛散流出防止なのではないか。</p> <p>仮に表土への汚染拡散防止の観点から言えば、一時たい積場地盤のコンクリート舗装については意味を成すが、たい積する発生土は全て搬入届を有する（＝有害物質安全基準を満たす）ものであることを考えれば問題ないはずであり不要ではないか。</p>	<p>本条例は、土壌汚染及び災害発生を未然に防止するため、必要な規制を行い、県民の生活環境を保全することを目的としております。土砂等の搬入にあたっては、地質検査を行い、安全基準に適合していることを確認しますが、試料採取や検査技術等の要因により、その後の地質検査では安全基準に適合しないというケースも想定されることを踏まえると、発生場所の異なる土砂等同士を渾然一体でたい積することにより、当初汚染されていなかった土砂等へ汚染が拡大するおそれが懸念されます。</p> <p>このようなことを未然に防止するため、特定事業に使用される土砂等を発生場所ごとに区分する必要があります。</p> <p>なお、上記1（2）の9ページの図については、「特定事業に使用される土砂等が発生場所ごとに区分するための措置が図られていること」に適合する一例として御参考ください。</p>

2	上記1 (2)	許可を要さない極小規模一時たい積場(300㎡以下)が複数点在するが、許可を取得していないがゆえに管理不足が生じ、構造基準不足及び面積超過、地質分析を実施しない発生土のたい積等、無秩序な行為になっているのではないか。	いただいた御意見は今後の業務の参考とさせていただきます。
3	不明	●●●●●●、●●●●●●にある●●●●●●●●というラジコンヘリの飛行場があります。 キャンプ場を作るために自己所有の土地に無許可でRCを埋め立て、現在は無許可で残土を受け入れています。 社長の指示で違法行為と知りながら作業をしています。 是非調査お願いします。	いただいた御意見は今回定めようとしている規則等とは関係ありませんが、管轄する市町村へ、個人情報を伏せた上で、情報提供をさせていただきました。